

令和8年度佐野市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

佐野市は全耕地面積に占める主食用米面積の割合が約49%であり、現状、転作作物に占める二条大麦・小麦、大豆、そば、新規需要米の面積が多く、担い手への土地利用型作物の集積が進んでいる。

しかしながら、人口減少や食文化の多様化の影響により主食用米の需要が減少する中で、水田面積の維持を図るためには、主食用米から他の作物への転換を促進することが必要である。

また、農業従事者の高齢化により、農家戸数の減少が見られるとともに、本市は田沼・葛生地区の中山間地域においては、日照や水利の問題から効率的に農地を利用することが困難であることから、不作付地の拡大等の問題が今後の課題となっている。

こうした中で、水稻作付面積を維持しつつ、収益性の高い水田農業を確立していくことが必要である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

前年に続き、高収益作物としていちごを中心とした施設野菜の振興を図りつつ、栃木県農業再生協議会が策定する「栃木の需要に応じた水田農業実践プラン」を踏まえ、新たな高収益作物の産地化に向けた取組みを支援する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

担い手への農地の集積・集約化を図りつつ、現在の作付状況調査等を踏まえ、畑地化促進事業等を活用することにより、地域において団地化された畑地化の形成及び畑作物の作付けを推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

売れる米づくり、売れ残らない米づくりを目指し、中山間地域及び首都圏近郊に位置する土地の利点を生かした米づくりの構築を目指す。

本市は、佐野・田沼地区の平地と田沼・葛生地区の中山間地域が混在する状況にあるが、米の品種等、その地に適した栽培方法等を考慮しながら米の生産を行っている。

また、引き続き播種前契約や複数年契約の更なる拡大を推進する。

(2) 備蓄米

主食用米と一括して管理ができることから、小規模農業者にとって重要な位置づけにあり、地域の稲作経営と水田の維持に有効であるため、今後も地域の集荷業者等との結びつきを継続し、現状の取組方針を維持する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要が減少する中、飼料用米を転作作物の中心作物の一つに位置付

け、引き続き、地域の集荷業者等との結びつきを継続し、需要の拡大も含めた取り組みを行うことで飼料用米の取り組み面積を 570ha への拡大を目指す。

また、安定的な供給を実現すべく、複数年契約を進めるとともに、農業従事者の所得安定化に向けて、栃木県で推進する多収品種「夢あおば」、「月の光」の作付けや、農地の団地化等、生産性向上を推進していく。

また、耕畜連携（わら利用）については、ニーズを把握しながら安定的な供給体制を構築し、対象面積を 85ha への拡大を目指す。

イ 米粉用米

地域における需要を踏まえ、取り組み面積を 110ha への拡大を目指すとともに、安定的な供給のため、複数年契約を奨励しつつ、農業従事者の所得安定化に向けて、農地の団地化等、生産性向上を推進していく。

ウ 新市場開拓用米

世界的に和食の人気の高まっており、米の新たな需要が見込めることから、関係団体とともに生産コスト低減と多収技術を実証しつつ、取組を推進していく。

エ WCS 用稲

経営所得安定対策の交付金を活用しつつ、地域の集荷業者、畜産農家等との結びつきを継続しつつ、需要と供給のバランスを図りながら耕畜連携による面積拡大を目指す。

オ 加工用米

経営所得安定対策の交付金を活用しつつ、地域の集荷業者等との結びつきを継続しつつ、需要と供給のバランスを図りながら面積維持を目指す。

また、二毛作（二期作）については、農地集積を図りながら農地の高度利用を推進する。

（４）麦、大豆、飼料作物

麦は、佐野・田沼南部地区が優良産地として知られており、特にビール麦（二条大麦）が転作作物として広く栽培されている。小麦は、主に田沼北部・葛生地区において、農地を有効活用しつつ作付けされている。産地交付金を含めた経営所得安定対策等を活用しながら、担い手への農地集積を促進しつつ、佐野市の麦類全体の団地化率 93%、作付面積 800ha への拡大を図る。

大豆は、専用刈取機の不足と栽培管理が困難なことから、作付拡大がなかなか見込めないが、「里のほほえみ」を中心に引き続き作付けする。産地交付金を含めた経営所得安定対策等を活用しながら、担い手への農地集積を促進しつつ、佐野市の大豆全体の団地化 98%、作付面積 45ha への拡大を図る。

飼料作物は、酪農を経営している農業者が自家用として作付けしていることが多いが、計画的な生産により作付面積の拡大を目指す。

また、いずれの作付についても二毛作（二期作）を推進し、農地集積を図りながら農地の高度利用を図る。

（５）そば、なたね

そばは、本市の中山間地域における重要な転作作物であり、むらづくり事業を担う農村レストランでは特産物の主力メニューとして定着するなど、本市の特産となっている。

排水対策や適期収穫の徹底、乾燥調整等を各農業従事者が適正に実施することで、収量・品質の向上を推進し、地域の需要者との契約に基づき、需要と供給のバランス

を図りつつ栽培面積拡大を目指す。

また、二毛作（二期作）を推進し、農地集積を図りながら農地の高度利用を図る。

（６）地力増進作物

緑肥等のすき込み等により、地力の回復を図り、高収益作物等の生産拡大を図っていく。

○対象作物：えん麦、アウエナストリゴサ（えん麦野生種）、ライ麦、ライ小麦、大麦、小麦、大豆、そば、稲、ソルガム、とうもろこし、ヒエ、ギニアグラス、イタリアンライグラス、スーダングラス、トールフェスク、ケンタッキーブルーグラス、ミレット類、チモシー、アニュアルライグラス、オオナギナタガヤ、テフグラス、バヒアグラス、グリーピングベントグラス、オーチャードグラス、クロタリア、セスバニア、エビスグサ、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバ類、アルファルファ、ひまわり、マリーゴールド、コスモス、シロガラシ、菜の花（なたね）、カラシナ、ハゼリンソウ、ダイカンドラ

※ 対象作物は青刈り含む

（７）高収益作物

佐野ブランドに認証されている「かきな」や、第２次佐野市総合計画後期基本計画により推進している施設園芸作物を地域振興作物と位置づけ、地域振興作物を中心に、担い手等が取り組んでいる野菜類の栽培面積拡大を目指す。

また、二毛作（二期作）を推進し、農地集積を図りながら農地の高度利用を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1719	—	1400	—	1200	—
備蓄米	0	—	10	—	17	—
飼料用米	35	—	250	—	420	—
米粉用米	3	—	20	—	110	—
新市場開拓用米	0	—	1.5	—	1.5	—
WCS用稲	7.7	—	10	—	10	—
加工用米	13.5	0	15	6.5	15	6
麦	894.8	411.6	900	420	900	420
大豆	23.2	22.7	45	40	45	40
飼料作物	20	12.7	20	10	20	10
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	78.6	39	85	45	85	45
なたね	0	0	1	0	1	0
地力増進作物	1.1	0	1.7	1	2	1
高収益作物	45.9	4.6	55	10	60	30
・野菜	45.9	4.6	50	5	50	15
・花き・花木	0	0			0	0
・果樹	0	0			0	0
・その他の高収益作物	0	0	5	5	10	15
その他						
・〇〇						
畑地化	4.5	0	5	0	5	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦、大豆、飼料作物、WCS用 稲、米粉用米、飼料用米、 加工用米、そば、なたね（二 毛作・二期作）	二毛作・二期作助成	取組面積	（令和7年度） 484ha	（令和8年度） 490ha
2	飼料用米、わら専用稲（基幹 作）	わら利用（耕畜連携）	取組面積	（令和7年度） 0.15ha	（令和8年度） 85ha
3	飼料作物（粗飼料作物等） （基幹作）	資源循環（耕畜連携）	取組面積	（令和7年度） 0ha	（令和8年度） 1ha
4	飼料用米、米粉用米 （基幹作）	飼料用米・米粉用米の 生産性向上助成	取組面積	（令和7年度） 38ha	（令和8年度） 570ha
5	麦（二条大麦、六条大麦、 はだか麦、小麦）（基幹作、 二毛作）	麦の生産性向上助成	取組面積	（令和7年度） 803.5ha	（令和8年度） 800ha
			麦の団地化率	（令和7年度） 89.6%	（令和8年度） 93%
6	大豆 （基幹作、二毛作）	大豆の生産性向上助成	取組面積	（令和7年度） 22.6ha	（令和8年度） 45ha
			大豆の団地化率	（令和7年度） 97%	（令和8年度） 98%
7	かきな （基幹作、二毛作）	野菜の生産性向上助成 （佐野ブランド認証作物 分）	取組面積	（令和7年度） 1.7ha	（令和8年度） 3.5ha
8	施設野菜、その他の野菜、 雑穀類（ハトムギ） （基幹作、二毛作）	野菜の生産性向上助成 （担い手取組分）	取組面積	（令和7年度） 17.5ha	（令和8年度） 35ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 栃木県

協議会名: 佐野市

整理番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	二毛作・二期作助成(二毛作)	2	10,000	麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、米粉用米、飼料用米、加工用米、そば、なたね(二毛作・二期作)	・麦、大豆、そば、なたねは、農協等との出荷契約又は実需者との販売契約の締結 ・飼料作物は、利用供給協定の締結。自らの畜産経営に供する場合は自家利用計画の策定 ・飼料用米、米粉用米は、直播栽培・家畜堆肥の施用(1t以上/10a)・団地化(1ha以上)・収穫機械の共同利用・フレコン・バラ出荷のいずれかに取組むこと
2	わら利用(耕畜連携)	3	8,000	飼料用米、わら専用稲(基幹作)	3年間以上を締結期間とする利用供給協定書を締結していること。
3	資源循環(耕畜連携)	3	8,000	飼料作物(粗飼料作物等)(基幹作)	3年間以上を締結期間とする利用供給協定書を締結していること。
4	飼料用米・米粉用米の生産性向上助成	1	4,000	飼料用米、米粉用米(基幹作)	つぎのいずれかに取り組むこと。 ・直播栽培 ・家畜堆肥の施用(1t以上/10a:ただし、鶏糞堆肥施用の場合はこの限りではない) ・団地化(1ha以上) ・収穫機械の共同利用 ・フレコン・バラ出荷
5	麦の生産性向上助成	1	1,500	麦(二条大麦、六条大麦、はだか麦、小麦)(基幹作)	・個人(1戸1法人含む):麦3ha ・集落法人(任意組織からの法人含む):麦5ha
5	麦の生産性向上助成(二毛作)	2	1,500	麦(二条大麦、六条大麦、はだか麦、小麦)(二毛作)	・個人(1戸1法人含む):麦3ha ・集落法人(任意組織からの法人含む):麦5ha
6	大豆の生産性向上助成	1	1,000	大豆(基幹作)	・個人(1戸1法人含む):大豆2ha ・集落法人(任意組織からの法人含む):大豆5ha
6	大豆の生産性向上助成(二毛作)	2	1,000	大豆(二毛作)	・個人(1戸1法人含む):大豆2ha ・集落法人(任意組織からの法人含む):大豆5ha
7	野菜の生産性向上助成(佐野ブランド認証作物分)	1	4,000	かきな (基幹作)	・対象作物を販売していること。 ・露地栽培、施設栽培(ハウス)を対象とする。 ・栃木県設定の産地交付金(野菜の生産振興助成)、地域設定の産地交付金(野菜の生産性向上助成(担い手取組分))を受けていないほ場であること。 ・交付対象面積は、a単位とする。(1a未満は切り捨て)
7	野菜の生産性向上助成(佐野ブランド認証作物分)(二毛作)	2	4,000	かきな (二毛作)	・対象作物を販売していること。 ・露地栽培、施設栽培(ハウス)を対象とする。 ・栃木県設定の産地交付金(野菜の生産振興助成)、地域設定の産地交付金(野菜の生産性向上助成(担い手取組分))を受けていないほ場であること。 ・交付対象面積は、a単位とする。(1a未満は切り捨て)
8	野菜の生産性向上助成担い手(担い手取組分)	1	5,000	施設野菜(基幹作)	・対象作物の範囲は単年作物(栽培)であり、販売している野菜・雑穀類に属する作物とする。 ・「施設野菜」については、ビニールハウス等の施設で作付している野菜とする。 ・「施設野菜」の対象面積は、施設の実面積とする。 ・栃木県設定の産地交付金(野菜の生産振興助成)を受けていないほ場であること。 ・交付対象面積は、a単位とする。(1a未満は切り捨て)
8	野菜の生産性向上助成担い手(担い手取組分)(二毛作)	2	5,000	施設野菜(二毛作)	・対象作物の範囲は単年作物(栽培)であり、販売している野菜・雑穀類に属する作物とする。 ・「施設野菜」については、ビニールハウス等の施設で作付している野菜とする。 ・「施設野菜」の対象面積は、施設の実面積とする。 ・栃木県設定の産地交付金(野菜の生産振興助成)を受けていないほ場であること。 ・交付対象面積は、a単位とする。(1a未満は切り捨て)
8	野菜の生産性向上助成担い手(担い手取組分)	1	4,000	その他の野菜、雑穀類(ハトムギ)(基幹作)	・対象作物の範囲は単年作物(栽培)であり、販売している野菜・雑穀類に属する作物とする。 ・栃木県設定の産地交付金(野菜の生産振興助成)を受けていないほ場であること。 ・交付対象面積は、a単位とする。(1a未満は切り捨て)
8	野菜の生産性向上助成担い手(担い手取組分)(二毛作)	2	4,000	その他の野菜、雑穀類(ハトムギ)(二毛作)	・対象作物の範囲は単年作物(栽培)であり、販売している野菜・雑穀類に属する作物とする。 ・栃木県設定の産地交付金(野菜の生産振興助成)を受けていないほ場であること。 ・交付対象面積は、a単位とする。(1a未満は切り捨て)

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連